

検査

「本年は豊田地域の方が対象です」
はかりの定期検査を受けましょう



農産物や食品をパック詰めして販売・出荷するような取引や、学校などで体重を測定するような証明に使用するはかり(特定計量器)は、使用中の精度を確認するため、計量法の規定により、2年に1回定期検査を受けなければいけません。

検査を受けずに「取引」および「証明」行為に使用し続けると、計量法違反になりますので、ご注意ください。

本年は、豊田地域の方を対象に定期検査が行われますので、対象となるはかりを使用している方は忘れずに検査を受けましょう。

なお、検査には手数料が掛かります。また、中野地域の方は来年度実施予定です。

分銅・重りがある場合は、はかりと一緒に検査会場へお持ちください。

はかりが大きい、はかりを多数所有しているなど、検査

会場に持ち込めない場合は、「計量士による代検査」を受けてください。

期日 6月6日(火)

時間 ①午前10時30分～正午、②午後1時～3時

会場 豊田文化センター

お問い合わせ先
営業推進課商工労政係
☎2111(内線272)
長野県計量検定所
☎263(4)4006

人権

6月1日は「人権擁護委員の日」です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、人権擁護委員制度が始まりました。

これに合わせて、次の日程で相談所を開設します。日々の暮らしの中で困りのことや悩みごと(差別、虐待、いじめなど)の人権に関わる問題)がありましたら、この機会にご相談ください。

人権擁護委員名簿

氏名	担当地区
山岸 巧	中野
湯本 正博	中野
松樹 道真	中野
中山 千恵子	日野・延徳
西原 久恵	平野・高丘
高橋 秀子	平岡・長丘
宮澤 和三	科野・倭
丸山 康憲	豊井
瀧澤 洋子	永田

期日 6月1日(木)
時間 午前9時～正午

会場 中野市人権センター
相談員 人権擁護委員
※相談は無料で秘密は厳守されます。

◆人権擁護委員の職務

市民の皆さんに人権侵害があった場合は、その救済のために調査および情報の収集を行い、長野県方法務局への報告、または関係機関に対して告発や勧告を行うなど、適切な処置を講ずることを職務としています。

お問い合わせ先
人権・男女共同参画課調整係
(中野市人権センター内)
☎2111(内線246)
長野県方法務局飯山支局
☎0269(2)2302

住宅

雨水貯留施設設置事業
補助金をご活用ください



市では、家屋などへの浸水被害防止対策および雨水の有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置、または不用になった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その購入・改造費用に対して補助金を交付しています。

■対象者 次の全てに該当する方
・市内に住所を有する方
・市税を滞納していない方
・設置する住宅などの所有者、または所有者の同意を得た方

■対象施設
①新設雨水貯留施設 雨どいに接続し、屋根の雨水を貯留させるための施設
②転用雨水貯留施設 不用になった浄化槽を、屋根の雨水を貯留できるように改造した施設

②転用雨水貯留施設
・対象経費 浄化槽の改造工事費および附帯設備の購入費
・補助金額 対象経費の3分の2以内で限度額10万円

■申請方法 雨水貯留施設の設置および工事が完了した後で、設置前と設置後の写真など必要な書類を添付し、「交付申請書兼実績報告書」を提出してください。

■補助金額など
①新設雨水貯留施設
・対象経費 新設雨水貯留施設および附帯設備の購入費
・補助金額 対象経費の2分の1以内で、容量が100

詳しくは、市公式ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。くか、お問い合わせください。

お問い合わせ・申請先
上下水道課監理係
☎2111(内線280)





中野まなび塾

中野まなび塾は、市が行っている仕事を講座のメニューとして、市民の皆さんが「知りたい、聞きたい」講座を選んでいただき、市の職員が講師となって皆さんの地域に出向き、お話しするものです。

講座内容 全57講座（下記参照）
講師料 無料
開催要件 市民の方で5人以上の参加者がいること

問い合わせ・申し込み先
教育委員会事務局生涯学習課生涯学習推進係
（豊田支所内） ☎（38）3112（内線543）
メールアドレス shogai@city.nakano.nagano.jp

番号	講座名	番号	講座名	番号	講座名
1	もしものときに備えて	20	スポーツで育む豊かな時間	39	普通救命講習会
2	自主防災組織の組織に向けて	21	交通事故ゼロをめざそう	40	防火講話
3	情報公開と個人情報の保護	22	悪質商法・特殊詐欺にあわないために	41	教育委員会の仕事
4	これはどこの課へいけばいいの？			42	学ぶための援助制度
5	広報紙の作り方	23	マイナンバー制度について	43	学校給食と子どもの健康
6	中野市総合計画	24	認可地縁団体について	44	生涯学習って何だろう？
7	中野市の台所状況	25	差別のない明るいまちづくり	45	子どもたちに本の楽しさを
8	市税のあらまし	26	男女共同参画について	46	中野市の文化財
9	いつまでも健康でいたい	27	中野市の農業の概要	47	中野市をもっと知ろう
10	子どもの健康づくり	28	森林のもつ役割について	48	公民館の仕事と分館活動
11	介護保険制度について	29	観光施設と観光宣伝	49	図書館のしごと
12	高齢者のための保健福祉サービス	30	中心市街地のまちづくり	50	子どもと楽しむ読み聞かせ
13	はじめましょう！介護予防 守りましょう！自分の権利	31	中野市内の道路と河川	51	議会の仕組みと役割
		32	地籍調査とは？	52	農地の売買・賃借はどうすればいいの
14	国民健康保険の仕組み	33	中野市の公園づくり		
15	障がいのある方への総合支援	34	中野市の街路事業	54	農家の家族経営協定とは
16	後期高齢者医療制度の仕組み	35	うるおいのあるまちなみ景観づくり	55	選挙制度と選挙管理委員会の仕事
17	子育て支援	36	花のまちづくり	56	監査委員の役割
18	健全な青少年の育成	37	下水道のあらまし	57	固定資産評価審査委員会の役割
19	ごみと資源物の正しい分け方	38	水道事業について		

作業名（※運転者・燃料付）	単位	金額	付記	
水田作業	田植え	1時間	790円	
	一般作業	1時間	770円	
	動力耕耘作業	耕起	10a	8,840円
		代かき（一度）	10a	10,050円
		代かき（二度）荒代	10a	7,360円
		代かき（二度）植代	10a	7,720円
	農機具	田植機 [※]	10a	8,070円
		バインダー [※]	10a	11,050円
		ハーベスター [※]	10a	11,300円
		自脱コンバイン [※]	10a	20,880円
畑作業	動力耕耘作業 [※]	10a	6,770円	
	一般作業	1時間	770円	
果樹作業	剪定	1時間	1,440円	
	摘花・摘果	1時間	770円	
	袋掛け	1時間	770円	
	一般作業	1時間	770円	
	SS防除作業 [※]	10a 成木1回	4,270円	
	バックホ [※]	15 P S 以上	1時間	5,920円
		15 P S 未満	1時間	5,280円
肥料散布作業（マニアスプレッター）	10a	1,160円	薬剤・補助者別途	
		3,350円	運搬料別途	
菌茸作業	長野労働局の定めによる			

J A 中野市・J A ながの豊田支所・中野市農業委員会において、農作業標準労賃および機械作業標準料金を決定しました。作業料金は、圃場条件、作業条件を考慮して増減できます。

また、領収書は必ず発行してください。なお、労賃には消費税は掛かりません。

問い合わせ先
農業委員会事務局
☎21111（内線408）

労賃

平成29年度
農作業標準労賃・機械作業標準料金